

災害ボランティアコーディネーター三島会則

第1条（名称及び所在地）

本会は「災害ボランティアコーディネーター三島（略称 災害VC三島）」と称し、事務所を代表宅に置く。

第2条（目的）

本会の目的は、災害時に自治体及び公共機関と協力し、被災者とボランティアの間に立って両者のニーズを調整し、適切かつ円滑な救援活動の推進に努めることとする。

第3条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- 1 コーディネーターとしての資質向上のため勉強会や訓練を行う。
- 2 災害時には三島市社会福祉協会と共にボランティア本部を説置・運営し、救援活動に当たる。
- 3 県内外諸団体と情報交換を進め、人的・組織的ネットワーク作りに努める。
- 4 広報活動を進め会員の増加を図る。
- 5 行政及び関連団体主催事業に積極的に参加する。
- 6 他市町の災害について可能な範囲・手段で支援する。
- 7 その他、目的達成に必要な活動を行う。

第4条（会員）

- 1 本会の主旨に賛同して活動する意思のある人は会員となることができる。
- 2 会員は自治体その他公共団体が主催する養成講座を受講していることが望ましい。未受講者は入会後に機会を見て受講することに努める。
- 3 会員は所定の会費を納入し本会の会則を遵守するものとする。
- 4 本会の名誉を著しく傷つけた場合、また本会の主旨に反する行為をした場合は役員の協議により除名することができる。

第5条（退会）

- 1 会員は代表に文書で通告することによりいつでも退会することができる。ただし、すでに納入済みの会費は返却されない。
- 2 次の各項のいずれかに該当する場合は、退会したとみなす。
 - ① 本人が死亡した場合
 - ② 会費の滞納が1年以上におよぶ場合
 - ③ 住居不明になった場合

第6条（役員）

- 1 本会には、次の役員を置き、任期はそれぞれ2年とする。ただし再任を妨げない。再任は1年ごとに継続することができる。

① 代表	1名	② 副代表	2名
③ 事務局長	1名	④ 事務局員	若干名
⑤ 会計	1名	⑥ 会計監査	2名
- 2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条（役員職務）

- 1 代表は本会を代表し会務を処理する。
- 2 副代表は代表を補佐し代表に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事務局長は会の事務処理全般の責任者となる。
- 4 事務局員は事務局長の指示に従って一般事務の処理に当たる。
- 5 会計は会の会計事務を処理し年度末に決算報告を行う。
- 6 会計監査は決算報告の監査を行い、その結果を総会に報告する。
会計監査には会計担当者と事務局長が立ち会うこととする。

第8条（役員選出）

- 1 代表は3月末日までに定例会で会員の選挙または推薦で選び定期総会で承認を得る。その他の役員は代表が個別に委嘱し定期総会に報告して承認を得ることとする。
- 2 代表は必要に応じて定例会に図って顧問を委嘱することができる。

第9条（会議）

- 1 定例会
会員の協議・研修の場として毎月1回開催する。
また会員の希望により別に勉強会・見学会を実施することができる。
- 2 役員会
代表は必要に応じて役員会（会計監査を除く）を開催し、会の運営、総会議案等について協議する。
- 3 総会
代表は毎年1回定期総会を招集する。総会の議事は、事業報告、決算、事業計画、予算、役員承認、会則の改定等とする。また、役員会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
総会の定足数は会員の過半数以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数とする。可否同数の場合は議長裁定に従う。

第10条（経費）

本会の経費は会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第11条（会費）

本会の会費は年間千円とする（ボランティア保険代は含まない）。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は毎月4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この会則は、2023年度から施行する。

変更履歴

2022年5月8日総会

- 1) 会費を1,500円から1,000円に変更。
- 2) 会則の試行開始を2023年度に変更。